

不動産取得税の減額申請は電子申請が便利です!

令和5年3月15日から、個人が取得された新築住宅用土地に係る不動産取得税の減額申請が、県の電子申請システム「e-kanagawa電子申請」から行えるようになりました。

■ 電子申請ができる方

①から③のすべての要件に該当する方についてご利用いただけます。

- ① 個人で新築住宅用土地を取得された方
- ② ①の土地について県税事務所からお知らせハガキ(不動産取得税のお知らせ)または納税通知書が届いている方
- ③ ①の土地を敷地とした一定の要件(※)に該当する新築住宅が完成している方
- ※ 一定の要件については、こちらをご覧いただくか裏面の県税事務所 にお問い合わせください。

https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a001/b011/002.html

■ 電子申請に必要なもの

- 1 県税事務所から届いたお知らせハガキ(不動産取得税のお知らせ) または納税通知書
- 2 住宅の完成日以降に発行された「土地の登記事項証明書(全部事項証明書)」の写真データまたはスキャンデータ(JPG・PDF等)
- 3 「住宅の登記事項証明書(全部事項証明書)」もしくは「検査済証」の写真データまたはスキャンデータ(JPG・PDF等)

対同住宅・併用住宅の場合は「各階の平面図(住宅部分の床面積及び区画ごとの) 床面積がわかるもの)」の写真データまたはスキャンデータ(JPG・PDF等)も 必要です。

4 既に住宅用土地の不動産取得税を納付済みの場合は還付金振込先の金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義人がわかるもの

対有で取得した住宅用土地の場合は、他の共有取得者全員から還付口座の名義人への委任状を取得して、写真データまたはスキャンデータ(JPG・PDF等)で用意してください。

■ 申請方法

パソコンやスマートフォン等から「e-kanagawa電子申請」を利用します。

- 電子申請に関するお問い合わせ 神奈川県総務局財政部税務指導課課税グループ 不動産取得税担当 電話 045-210-1111 内線2324
- 不動産取得税の軽減措置に関するお問い合わせ 不動産の所在地を担当する県税事務所にお問い合わせください。

県税事務所一覧		
事務所	電話番号	担当区域
横浜県税	(045)651-1471(代)	横浜市西区、中区、保土ケ谷区、旭区、瀬谷区
神奈川県税	(045)321-5741(代)	横浜市鶴見区、神奈川区、港北区
緑県税	(045)973-1911(代)	横浜市緑区、青葉区、都筑区
戸塚県税	(045)881-3911(代)	横浜市南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区
川崎県税	(044)233-7351(代)	川崎市川崎区、幸区
高津県税	(044)833-1231(代)	川崎市中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
相模原県税	(042)745-1111(代)	相模原市
横須賀県税	(046)823-0210(代)	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
平塚県税	(0463)22-2711(代)	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢県税	(0466)26-2111(代)	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原県税	(0465)32-8000(代)	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
厚木県税	(046)224-1111(代)	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、 清川村

県税ホームページ「県税便利帳」もご覧ください。┃県税便利帳